

原第16号 江口浄水場乾燥汚泥収集・積込業務委託 仕様書

1 件名

原第16号 江口浄水場乾燥汚泥収集・積込業務委託

2 委託場所

江口浄水場(新発田市江口550番地) 天日乾燥床(6床)、汚泥保管倉庫  
(別紙1・別紙2を参照)

3 委託期間

契約日から令和9年3月31日まで

4 業務内容

(1)収集業務

江口浄水場の天日乾燥床(6床)で下記の作業を行う。

①除草

草が生えているときは伐根する。

②汚泥格納

乾燥汚泥をスコップ等のかき集め、重機・ダンプ等で同浄水場内にある汚泥保管倉庫に格納する。

③洗砂搬入

発注者の指示があったときは、洗砂(有効径 0.45~0.70mm)を搬入し敷きならす。

(2)積込業務

江口浄水場汚泥保管倉庫(開口部:幅 293cm、高さ 358cm)にある乾燥汚泥(バラ)を、受注者所有の重機で発注者が準備したダンプに積み込む。

5 年間業務量(予定)

除草	汚泥格納	洗砂搬入	積込
2,000 m <sup>2</sup>	138 m <sup>3</sup>	126 m <sup>3</sup>	45 時間

※除草面積、汚泥格納量、洗砂搬入量は天候等の影響で増減する場合がある。

6 天日乾燥床1床当たりのおおむねの業務量

除草	汚泥格納	洗砂搬入
0~350 m <sup>2</sup>	10~30 m <sup>3</sup>	0~21 m <sup>3</sup>

## 7 積込業務の参考事項

- (1) 作業日 : 処分場の受入可能日かつ発注者と受注者の協議により決定した日  
(連続最大3日)
- (2) 想定搬出回数 : 3回
- (3) 想定作業時間 : 8:00～12:00、13:00～16:30  
(受注者の事務所から江口浄水場までの移動時間を含む)
- (4) 待機時間 : あり(ダンプが浄水場と乾燥汚泥処分場を往復する間)
- (5) 待機時間の取扱い : 作業時間として計上する。
- (6) 乾燥汚泥運搬区間 : 汚泥保管倉庫～ダンプ(概算距離 30m～50m)
- (7) 発注者準備のダンプ : 1日の台数 1～3台
- (8) 想定積載量 : 8トン～10トン
- (9) ダンプ想定往復回数 : 1日当たりおおむね 1台3往復

## 8 業務管理

- (1) 除草面積は作業前に発注者と受注者で確認する。
- (2) 汚泥格納量はダンプの運搬回数で算出する。  
(例 4tダンプの場合  $4t \div 1.4 \div 2.8 \text{ m}^3$  過積載防止のため  $2.5 \text{ m}^3$  汚泥比重:1.4)
- (3) 洗砂搬入量は発注者が汚泥格納後の天日乾燥床を確認し指示する。
- (4) 積込時間は発注者と受注者で確認する。

上記の数量(面積・体積・時間)は、打ち合せ簿に記録する

## 9 業務報告書の提出

受注者は月単位の業務を、翌月10日までに業務報告書にまとめ発注者に提出すること。

## 10 委託料の請求

請求は、月単位とする。

## 11 作業前提出物

江口浄水場内の作業日数が6か月間で延べ15日以上(1日4時間以上の作業を1日として算入する)の場合は、腸内細菌検査(赤痢、サルモネラ(腸チフス、パラチフスを含む)、O157)の陰性証明書の写し(本業務で現場に立ち入る全ての人員を対象とする。腸内細菌検査の有効期限は、検体提出日から1年とし、有効期限後も立入予定のある者については、当該期限後の最初の立入りの前に再度検査を実施し、新たな陰性証明を提出すること。)

## 12 注意事項

- (1)汚泥は、放射性セシウム 100Bq/kg 以下を含むことがある。
- (2)汚泥に砂がなるべく混入しないようにすること。
- (3)雑草等が混入しないよう分別すること。取り除いた雑草等は指定された雑草置き場に置くこと。
- (4)天日乾燥床内の重機乗り入れ及び移動は最小限とし、排水設備及びろ床を損傷しないように、十分注意を要すること。
- (5)重機移動箇所の路面が損傷しないよう配慮すること。
- (6)作業で道路を汚した場合は直ちに清掃すること。

## 13 請求書提出先

新発田市水道局浄水課 TEL 0254-23-7194

※契約終了後、この契約に関する業務評価をします。

※提出された入札書及びその内訳については、新発田市情報公開条例に基づき開示する場合があります。